

平成 27 年 1 月 20 日

東日本大震災による原発事故被災者支援弁護団

団 長 弁護士 丸 山 輝 久 様

事務局次長 弁護士 秋 山 直 人 様

東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直巳



「申入書（田畑、山林原野等の合意書の修正等について）」へのご回答

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故により、被害を受けられた皆さまに大変なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、貴弁護団よりいただきました平成 27 年 1 月 7 日付の申入書に対しまして、下記のとおり、回答させていただきます。

記

このたび、平成 26 年 9 月よりご案内している「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償」および、平成 26 年 10 月以降にお送りした「田畑に係る財物賠償」の合意書に記載している一部文言につきまして、清算条項等と解釈される可能性のある条項があるとのこと指摘をいただきました。

当該記載につきましては、誤解を招きやすい表現であったことをお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、ご指摘いただいたような意図は無く、土地に関する賠償につきまして「宅地」、「田畑」、「宅地・田畑以外の土地」と順次ご案内させていただくなか、同一の資産に関して重複してご請求をいただかないよう、あらかじめご確認いただくことを目的として記載したものであり、個別のご事情による追加のご請求を拒むものではございません。

今後お送りする合意書につきましては、当該記載を削除させていただきます。

なお、すでに当該記載のある合意書をお送りさせていただいた全てのご請求者さまにつきましては、貴弁護団からご指摘いただいた内容等を踏まえ、誤解が生じないように、個別のご事情による追加のご請求を妨げるものではないことを明らかにした文書を送付させていただくことといたしますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

以 上